



# 大切なワンちゃんに 市町村への登録と 狂犬病の予防接種を しましょう

※犬(生後91日以上)の所有者は、犬の登録(生涯に1回)と狂犬病の予防接種(年1回)を受けさせることが法律で義務付けられています。

## やること① 登録

お住まいの地域の市町村役場へ問い合わせ  
ワンちゃんの登録をしよう!(30日以内)



## やること② 予防接種

年に1回必ず狂犬病の予防接種をしよう!  
\*地域の集合注射または動物病院で受けられます。



## やること③ 所有者明示

①でもらった鑑札と②でもらった注射済票を  
ワンちゃんにつけて所有者明示をしよう!



鑑札と注射済票がついていれば、  
万が一の迷子にも安心だね!



動物の愛護及び管理に関する法律の  
改正により、マイクロチップ(MC)の  
装着が飼い主さんの努力義務になり  
ました。

\*動物病院へご相談ください。



※万が一迷子になってしまった時は、  
すぐに保健所、役場、警察署に連絡  
してください。



## 狂犬病とは

- 人を含むすべての哺乳類に感染する感染症です。
- 発症すると治療法はなく、ほぼ100%の方が死亡します。
- 今でも世界で毎年5万人以上の方が亡くなっています。
- 世界のほとんどの地域で発生し、特にアジア地域で多く発生しています。
- 台湾では、平成25年に52年ぶりに狂犬病が発生しました。
- 日本でも、令和2年にフィリピンからの来日者が発症し、死亡しました。

海外との往来が  
盛んになった今こそ、  
万一の侵入に備えた  
対策が重要です！



写真出典：東京都福祉保健局狂犬病リーフレット

## 飼い主としての責任

### ①登録

- 犬を飼いはじめたら、30日以内に登録しましょう。
- 登録すると、「鑑札」が交付されます。
- 引っ越したり、死亡した場合にも、届出が必要です。

### ②予防注射

- 毎年、4月～6月の間に、予防注射を受けさせましょう。
- 注射を受けると、「注射済票」が交付されます。
- 動物病院で注射を受けた場合は、注射済証を持って役場で手続きしてください。

### ③所有者明示

- 交付された「鑑札」と「注射済票」を首輪等につけましょう。
- あわせて、マイクロチップを挿入すると、災害時などに迷子になり、鑑札などを失くしてしまっても、家に帰ることができる確率が高くなります。

登録や注射を行わない、  
鑑札や注射済票を装着  
しない場合、20万円以下の  
罰金の対象となります。

伊那保健福祉事務所  
食品・生活衛生課  
伊那市荒井3497番地  
電話 0265-76-6840

辰野町役場 住民税務課  
生活環境係  
辰野町中央1番地  
電話 0266-41-1111(2114)